

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	北陸財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年6月30日
<b>【会社名】</b>	株式会社石川製作所
<b>【英訳名】</b>	Ishikawa Seisakusho, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 竹田 徳文
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	
<b>【本店の所在の場所】</b>	石川県白山市福留町200番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長竹田徳文は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀により有効に機能しない場合や当初想定していない企業内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応できない場合があり、内部統制固有の限界を有していることから、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

当社は、「平成22年3月期財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、その結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。

全社的な内部統制については、財務報告全体に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全ての事業拠点を評価対象とし、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価範囲とし、全社的な観点から関係者への質問、記録の検証等の手続の実施により、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定しました。

また、業務プロセスに係る内部統制については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結売上高を指標としてその2/3相当に達する事業拠点を重要な事業拠点として選定しました。

それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売掛金」「仕掛品」「売上高」「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象としました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれの業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価しました。

ITに係る全般統制については、当社グループ全体にわたる情報処理システムが財務報告に関わるデータを適切に収集し処理されているかを確認するとともに、各業務プロセスにおいて適切な運用管理のもとデータが適切に収集、処理され、財務報告に適正に反映していることを確認しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。